

(仮称)三郷市自治基本条例づくり市民ワークショップ(その2) グループワークの記録

平成20年11月19日(水)午前10時～12時 @保健センター分室

<第1グループ>

1. 前文

- ・ 一時の社会経済状況に左右されない、恒久的なメッセージや三郷を愛する心を表現できるとよい。
- ・ 前文だけでも「ですます調」にして、市民が読みやすいものにしたい。
- ・ 読めば条例の全体像が分かるようなものにしたい。
- ・ 「夢」「夢の持てるまち」というキーワードを入れたい。
- ・ 治水、利水など、水との関わりには歴史がある。また、子どもが親しめる自然として、川や遊水地など、手が届く水辺がある。
- ・ まちの成り立ちからして、「みどり」とは水田のことだが、今後は、樹木など緑地としての「みどり」をもっと増やしたい。そのためには市民も意識を変える必要がある。

2. 市民等の責務

- ・ 選挙権または投票権の行使について、市の制度としての市民投票であれば問題がないが、地方自治法などの法令に基づく一般選挙では、市民に投票を拒否する権利も認められるべきであり、三郷市の自治基本条例の規定としてふさわしくない。

3. 議会の責務

- ・ 情報公開や議員提案など、解釈に幅が出ないように、具体的な表現で規定すべき。

4. 行財政運営

- ・ せつかく条例を作るのであれば、現状に切り込むような規定を設けて欲しい。特に、「行政評価」にあたって市民参加の手続を用いるのは、努力規定ではなく責務規定とすべき。
- ・ 「行財政運営の基本方針」の中に、「ニーズを的確に捉え」とあるが、「ニーズ」という言葉をよりの確に日本語に置き換えられないか検討すべき。

5. 参加と協働

- ・ 地域に密着した対象では特に、行政案が示された後の参加ではなく、市民も一緒に案をつくる参加の方法を取り入れて欲しい。

6. コミュニティ

- ・ コミュニティは、協働の担い手として重要であるので、地域を基盤とするコミュニティ、目的を共有するコミュニティなどそれぞれが具体的にはどんな団体、組織なのかが分かる条文にならないか。

7. 市民投票

- ・ 「結果の尊重」は、市だけでなく市民の責務でもある。

8. 運用・評価について

【条例の評価委員会の設置を】

- ・ 自治基本条例の運用、活用がどうなされているかのチェック、評価を行うことが重要だ。例えば、市民参加がこの条例どおり行われているかをチェックできること。
- ・ 努力規定や理念的表現では、個別条例の改正の必要も生じず、尊重はされるかもしれないが、運用面にどれだけ影響が与えられるか疑問である。
- ・ 自治基本条例の運用を検証、評価し、見直しも検討する市民等による外部委員会を設置したらどうか。委員の人選など実施に向けては課題が多いと思われるが、オンブズマンの代わりとしても機能する。
- ・ 自治基本条例の運用の検証、評価、見直しは議会が担うべき役割である。また、議会運営も評価対象となり、選挙との二重性に問題があるのではないか。
- ・ 参加や協働など地域と行政の関係をきちんと評価すべきであるので、そのためには行政だけではなく市民の視点からも評価を行う必要がある。
- ・ 市民も評価される側になるので、市民と行政がお互いに責任を持って運用、評価するための場として機能するとよい。
- ・ 条例を使う市民と行政の意識をどう変えられるかが課題だ。
- ・ 自治基本条例の評価委員会ではなく、自治基本条例にぶら下がる個別条例ごとに評価委員会を設ける方が実効性が高い。